

答申第 191 号

平成 16 年 9 月 6 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 8 月 6 日付けで諮問された県立高等学校教員等が参加した協議会
に関する資料不存在の件（諮問第 265 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、平成 12 年 7 月に、3 つの県立高等学校通信制校長及び特定の教職員課職員が参加した協議会の日時及び内容を示す文書並びに資料は保存期間満了により廃棄したため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 15 年 6 月 26 日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、平成 12 年 7 月に、3 つの県立高等学校通信制校長及び特定の教職員課職員（以下「本件職員」という。）が参加した協議会（以下「本件協議会」という。）の日時及び内容を示す文書並びに資料（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の公開請求をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成 15 年 7 月 3 日付けで、本件請求対象文書は保存期間満了により廃棄したため存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成 15 年 7 月 24 日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関は、請求対象文書を非常に狭く限定して特定したが、自分の請求した文書の範囲はもっと広い。実施機関は、文書を公開しないことを前提に、請求時点では保存期間が満了している復命書を特定している。

イ 職場を異にする複数の者が公的業務で協議する以上、事前の案内書は存在するはずである。

ウ 本件協議会が開催されたとすれば、少なくとも 4 名の出張記録は存在

するはずである。

エ 本件請求対象文書は、神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）別表(第9条関係)中の「3年保存とするもの」として掲げられている「会議及び講習会に関するもの」に該当する。

オ 本件請求対象文書は、本件職員による陳述書の真贋を証明する文書の一つであり、文書管理規則別表(第9条関係)中の「30年保存とするもの」として掲げられている「訴訟に関するもの」に該当する。

カ 不服申立人は、平成16年5月6日付けで、特定の県立高等学校に対し「平成13年度通信制教育研究協議会の会議録等一切の文書」の公開請求を行い、一部公開決定通知を受けたが、不服申立人が前年に実施機関に請求した、平成12年度の同種の協議会の会議録も同様に存在するはずであり、公開されるべきである。

(2) その他

ア 実施機関の説明は、本件職員が出張したことを前提としているが、出勤簿等を公開請求して調査したところ、本件職員が当日出張した記録はない。不存在決定は、本件職員が出張していないことを隠すためであると判断せざるを得ない。

イ 本件請求対象文書が真に不存在であれば、それは証拠隠滅のための行為であり、存在するとすれば、教育委員会内部等に秘匿されていると考える。

4 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件においては、行政文書の公開請求書の記載内容から判断して、通信制課程の課題等に関して、通信制課程が設置されている3つの県立高等学校の校長及び教職員課職員の間で意見交換をした本件協議会の概要を記録した文書が請求対象となると判断したが、本件協議会については、発言者の発言内容を詳細に記録した会議録は作成されていなかったため、本件協議会の内容について、出席した教職員課職員が教職員課長に報告

した復命書（以下「本件復命書」という。）を本件請求対象文書として特定した。

- イ 復命書の保存期間は、教職員課のファイル基準表で1年と定められており、本件復命書は、保存期間満了により既に廃棄したため請求時点においては存在しないとして、公開拒否処分を行った。
- ウ 本件協議会開催に関する案内書については、教育委員会内部の軽易な打合せ等の場合には案内書を作成せずに電話連絡のみで済ませる場合もあるため、本件協議会においても作成されていなかった可能性がある。また、案内書が作成されていたとしても、本件復命書と一緒に綴られた資料として本件復命書とともに廃棄されたものと考えられる。
- エ 出張記録については、行政文書の公開請求書の記載内容が、本件協議会の日時及び内容を示す文書並びに資料であり、本件協議会の日時のみを示した出張記録については、本件請求対象文書には含まれないと判断した。
- オ 「会議及び講習会に関するもの」には、他県との会議や審査会等教育委員会とそれ以外の機関等が実施するものが該当するという取扱いをしている。本件協議会は教育委員会内部の打合せであり、本件復命書はこれに該当しない。
- カ 「訴訟に関するもの」には、裁判所に提出された書証等が該当するという取扱いをしており、陳述書に関するすべての裏付け文書が含まれるという取扱いをしているわけではなく、本件復命書はこれに該当しない。
- キ 不服申立人のいう「平成13年度通信制教育研究協議会」と同種の協議会は、平成12年度においては、平成12年7月28日に開催されたが、同協議会には、本件職員は出席していないため、本件協議会には該当しないと判断した。なお、本件協議会として特定したのは、同月7日に特定の県立高等学校において設けられた協議の場のことであり、同月28日に開催された協議会とは別のものである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 不服申立人は、実施機関が請求対象文書を非常に狭く限定して特定したが、自分の請求した文書の範囲はもっと広く、実施機関が特定した本件復命書以外に、事前の案内書、4名の出張記録及び会議録が該当するにもかかわらず、実施機関は、文書を公開しないことを前提に、請求時点では保存期間が満了している本件復命書のみを特定した旨主張しており、本件においては、実施機関と不服申立人との間で、請求対象文書の範囲について食い違いが見られる。そこで、まず、実施機関の特定した本件復命書の保存期間について検討し、次に、不服申立人が請求対象に含まれると主張する文書が本件請求対象文書に該当するか否かを検討する。

イ 本件復命書について

(ア)「会議及び講習会に関するもの」に該当するか否かについて

不服申立人は、本件復命書は、文書管理規則別表(第9条関係)中の「3年保存とするもの」として掲げられている「会議及び講習会に関するもの」に該当する旨主張する。

これに対して実施機関は、「会議及び講習会に関するもの」には、他県との会議や審査会等教育委員会とそれ以外の機関等が実施するものが該当するという取扱いをしており、本件協議会は教育委員会内部の打合せであり、本件復命書は「会議及び講習会に関するもの」には該当しないと説明する。

文書管理規則第9条第2項では、「課長及び所長は、行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない」とされており、また、同条第3項では、「行政文書の保存期間は、ファイル基準表により、個別フォルダー単位に設定するもの

とする」とされている。

当審査会が調査したところ、実施機関のファイル基準表においては、1都10県人事給与主管課長会議など他県等との会議については、「会議」として保存期間を3年と定めている一方で、出張を命じられた職員の報告書については、「復命書」として保存期間を1年と定めていることが認められる。本件協議会は、通信制課程が設置されている3つの県立高等学校の校長及び教職員課職員の間で意見交換をするため、教職員課職員が特定の県立高等学校に出張して行われた教育委員会内部の打合せであり、本件復命書は、実施機関においては保存期間1年の「復命書」として管理されていたと考えられ、この取扱いは不合理とはいえない。

以上のことからすると、本件復命書は「3年保存とするもの」として掲げられている「会議及び講習会に関するもの」には該当せず、保存期間が1年であるとの実施機関の説明は、首肯できる。

(イ)「訴訟に関するもの」に該当するか否かについて

不服申立人は、本件復命書は本件職員による陳述書の真贋を証明する文書の一つであり、文書管理規則別表(第9条関係)中の「30年保存とするもの」として掲げられている「訴訟に関するもの」に該当する旨主張する。しかしながら、実施機関は、「訴訟に関するもの」としては、特定の訴訟に関して裁判所に提出された書証等訴訟に直接関係する文書が該当するという取扱いをしており、この取扱いに特に不合理な点は認められない。そして、本件復命書は、書証として裁判所に提出された文書ではなく、当該訴訟に直接関係する文書であるとは認められないので、「訴訟に関するもの」には該当しないと判断する。

ウ 不服申立人が請求対象に含まれると主張する文書について

(ア) 事前の案内書

不服申立人は、職場を異にする複数の者が公的業務で協議する以上、事前の案内書は存在するはずである旨主張するが、教育委員会内部の打合せを行うに当たって、事前の案内書の作成が義務付けられているわけではなく、案内書を作成せずに電話連絡のみで済ませる場合も事

務処理上あり得ることである。また、案内書が作成されていたとしても、本件復命書と一緒に綴られた資料の一部として保管され、本件復命書とともに廃棄されたものと考えられる。したがって、事前の案内書が存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。

(イ) 出張記録

不服申立人は、本件協議会が開催されたとすれば、少なくとも4名の出張記録は存在するはずである旨主張する。

これに対して実施機関は、行政文書の公開請求書の記載内容が、本件協議会の日時及び内容を示す文書並びに資料であり、本件協議会の日時のみを示した出張記録については、本件請求対象文書には含まれないと判断したと説明する。

教職員の出張記録としては、一般的には旅行命令簿が該当すると考えられる。旅行命令簿には、教職員が公務による出張を命じられた月日及び用務地は記録されているが、用務地で会議が行われた場合における当該会議の議事内容が記録されているわけではない。また、議事内容等が記録された文書と一緒に綴られた資料としては、議題に関する説明資料等議題に直接関係するものを指すと解するのが一般的であって、本件協議会に参加した教職員の旅行命令簿は、本件復命書と一緒に綴られた資料に該当するとは解されない。

したがって、本件協議会に参加した教職員の出張記録は本件請求対象文書に含まれないとする実施機関の説明は、首肯できる。

(ウ) 会議録

不服申立人は、平成16年5月6日付けで、特定の県立高等学校に対し「平成13年度通信制教育研究協議会の会議録等一切の文書」の公開請求を行い、一部公開決定がなされている以上、不服申立人が前年に実施機関に請求した、平成12年度の同種の協議会の会議録も同様に存在するはずであり公開されるべきである旨主張する。

これに対して、実施機関は、「平成13年度通信制教育研究協議会」と同種の協議会は、平成12年度においては、平成12年7月28日に開催されたが、同協議会には、本件職員は出席していないため、本件協

議会には該当せず、同月7日に特定の県立高等学校において設けられた協議の場を本件協議会として特定したと説明する。

当審査会が調査したところ、不服申立人から、「平成13年度通信制教育研究協議会の会議録等一切の文書」を公開請求された特定の県立高等学校においては、教職員課のファイル基準表とは異なり、他県等との会議の記録に限らず、教育委員会内部の会議の記録についても重要なものについては、保存期間3年の会議に関する文書として取り扱っていたため、平成13年度通信制教育研究協議会の会議の記録が保存されていたことが認められる。さらに、平成12年7月28日に開催された協議会の会議の記録についても、平成15年度末で保存期間が満了しているにもかかわらず、同協議会の当番校であった特定の県立高等学校において保存されていたことが認められたので、同協議会の会議の記録に添付された出席者名簿を確認したところ、本件職員は出席していないことが認められた。行政文書の公開請求書の記載内容から判断すると、本件職員が参加していない協議会については、本件協議会には該当しないと考えられるので、平成12年7月28日に開催された協議会は本件協議会に該当しないとする実施機関の説明は、首肯できる。

また、本件職員が横浜地方裁判所に提出した平成15年5月30日付け陳述書を確認したところ、平成12年7月に、通信制課程が設置されている複数の県立高等学校の校長及び教職員課職員の間で通信制課程の課題等について協議が行われており、本件職員が当該協議の場に出席した旨述べていることが認められるので、当該協議の場を本件協議会として特定したとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

エ 以上のことから、実施機関が、本件請求対象文書として、本件復命書を特定したことは不合理であったとはいえず、本件復命書は保存期間満了により廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実

施機関から意見を求められているのであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 8 月 6 日	諮問
8 月 19 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 9 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 11 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
9 月 16 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 4 月 26 日 (第 33 回部会)	審議
5 月 27 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
6 月 16 日 (第 35 回部会)	審議
7 月 7 日 (第 36 回部会)	審議
8 月 11 日 (第 37 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年9月6日現在)(五十音順)